

千葉県「重度訪問介護従業者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有す障害であって、常時介護を必要とする障害者等のニーズに対応するために必要な知識、技能を有する重度訪問介護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、千葉県または千葉県知事（以下「知事」という。）が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、県は研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、重度訪問介護に従事する者又は従事することを希望する者とする。

4 研修の内容

研修は、告示別表第二（以下「基礎課程」という。）、告示別表第三（以下「追加課程」という。）、告示別表第四（以下「統合課程」という。）、及び告示別表第五（以下「行動障害支援課程」という。）に定める研修とし、目的、研修時間及びカリキュラムは次のとおりとする。

(1) 目的

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有す障害であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得

(2) 研修時間

基 礎 課 程	10時間
追 加 課 程	10時間
統 合 課 程	20.5時間
行動障害支援課程	12時間

(3) カリキュラム

別紙「重度訪問介護従業者養成研修カリキュラム」のとおりとする。なお、研修は、カリキュラム以上のものとする。

また、統合課程のうち、社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下「基本研修」という。）に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等につい

ては、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等に基づいて行うものとする。

5 修了期間

本研修の修了認定のための履修期間は、2ヶ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4ヶ月以内とする。

6 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

7 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別記様式1）を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿（別記様式2）を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

8 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日 年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する、重度訪問介護従業者養成研修の●●課程を修了したことを証明する。
（元号）年 月 日
（研修事業者名） （代表者職・氏名）
印

修了証明書（携帯用）	第 号
氏 名 生年月日 年 月 日生	
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する、重度訪問介護従業者養成研修の●●課程を修了したことを証明する。	
（元号）年 月 日	
（研修事業者名） （代表者職・氏名）	
印	

研修修了者名簿

事業者名

年度（西暦）

課程

修了証明書 番号	修了年月日 ※ 1	所属機関名	氏名	生年月日 ※ 2	性別 ※ 3	住所	電話番号	現況 ※ 4

■研修修了者名簿記入上の注意

- ※ 1 年（西暦 4 桁）、月・日（2 桁）の数字のみで記入すること 【記入例】 2003 年 8 月 31 日→20030831
- ※ 2 ※ 1 と同じ方法で記入。ただし、生年月日不明の場合は 1900 年 1 月 1 日（19000101）として記入すること
- ※ 3 女性は F、男性は M で記入すること 【記入例】 女性の場合→F
- ※ 4 現況区分は下記コードのとおり記入すること 【記入例】 在職中（休職含む）→01、求職中→02、退職（再就職意思なし）→03、就職意思なし→04、その他→09

重度訪問介護従業者養成研修カリキュラム

1 基礎課程

科目名	時間数	内容	講師要件
I 講義	3		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	<p>居宅介護に従事する際の職業倫理について理解し、利用者の地域での生活の状況を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健、福祉の制度とサービスについての知識 2 ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識 3 重度訪問介護従事者の職業倫理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者行政担当者 ・ 介護福祉士 ・ 介護職員基礎研修修了者 ・ 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ・ 保健師 ・ 介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
2 基礎的な介護技術に関する知識	1	<p>介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護の目的、機能と基本原則 2 介護ニーズと基本的対応 3 在宅介護の特徴と進め方 4 福祉用具の基礎知識と活用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 介護職員基礎研修修了者 ・ 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ・ 保健師 ・ 介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
II 実習	7		
1 基本的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術	5	<p>食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たっての基礎的な介護技術を習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の介護 ・ 排泄・尿失禁の介護 ・ 衣類着脱の介護 ・ 体位・姿勢交換の介護 ・ 生活（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 重度訪問介護従業者 ・ 居宅介護従業者 ・ 障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員 ・ 看護師 ・ 保健師

			<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
2 外出時の介護技術に関する実習	2	<p>車椅子への移乗の方法や車椅子での移動の場合の車椅子の取り扱いや移動方法を習得する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床、ベッド等と車椅子間の移乗 ・車椅子の取り扱い方 ・車椅子移動介助における注意 ・階段における移動 ・エスカレーター、エレベーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点等 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・重度訪問介護従業者 ・居宅介護従業者 ・障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員 ・看護師 ・保健師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
合計	10		

2 追加課程

科目名	時間数	内容	講師要件
I 講義	7		
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	在宅生活援助に必要な医学・在宅看護の基礎的な知識を理解し、重度訪問介護利用者への介護方法について学ぶ。 1 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法。 2 医療関係制度の基礎知識 3 安全な介護方法（食事・清拭・洗髪等）等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
2 コミュニケーションの技術に関する講義	2	重度の肢体不自由者についての理解を深め、障害のある人への接し方を学ぶ 1 重度の肢体不自由障害の種類と特徴 2 重度の肢体不自由障害のある人への接し方と意思疎通方法とその留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・重度訪問介護従業者 ・居宅介護従業者 ・保健師、看護師 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	サービス提供時に起こりうる緊急時の対応と危険防止の方法を学ぶ。 ・緊急時における連絡・連携と介護職員の役割 ・介護提供時の事故防止の留意点と対処のしかた ・緊急時の対処のしかた等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・重度訪問介護従業者 ・居宅介護従業者 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
II 実習	3		
重度障害者の介護サービス提供現場での実習	3	実際にサービス提供を実施している現場で、介護従事者の利用者への対応等を習得する。 *基礎研修課程での実習1、2を踏まえ、障害者程度区	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・重度訪問介護従業者 ・居宅介護従業者

		分5又は6である肢体不自由者に対して、実際のサービス提供現場での介護を体験する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
合計	10		

3 統合課程

科目名	時間数	内容	講師要件
I 講義	1 1		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する 1 障害者自立支援法と関係法規 2 利用可能な制度 3 重度の肢体不自由者の地域生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者行政担当者 ・ 介護福祉士 ・ 介護職員基礎研修修了者 ・ 居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者 ・ 保健師 ・ 介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
2 基礎的な介護技術に関する講義	1	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する 1 介護の目的、機能と基本原則 2 介護ニーズと基本的対応 3 在宅介護の特徴と進め方 4 福祉用具の基礎知識と活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 介護職員基礎研修修了者 ・ 居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者 ・ 保健師 ・ 介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
3 コミュニケーションの技術に関する講義	2	重度の肢体不自由者についての理解を深め、障害のある人への接し方を学ぶ 1 重度の肢体不自由障害の種類と特徴 2 重度の肢体不自由障害のある人への接し方と意思疎通方法とその留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 重度訪問介護従業者 ・ 居宅介護従業者 ・ 保健師、看護師 ・ 介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を修得する 1 呼吸について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、保健師、看護師、助産師（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了していること）

		2 呼吸異常時の症状、緊急時対応 3 人工呼吸器について 4 人工呼吸器に係る緊急時対応 5 喀痰吸引概説 6 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 7 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 8 喀痰吸引の手順、留意点	
5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する 1 健康状態の把握 2 食と排泄（消化）について 3 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 4 経管栄養の手順、留意点	
Ⅱ 演習	1		
喀痰吸引等に関する演習	1	喀痰吸引等の手順を習得する 1 喀痰吸引（口腔内） 2 喀痰吸引（鼻腔内） 3 喀痰吸引（気管カニューレ内部） 4 経管栄養（胃ろう・腸ろう） 5 経管栄養（経鼻）	・医師、保健師、看護師、助産師（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了していること）
Ⅲ 実習	8. 5		
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うに当たって基礎的な介護技術を習得する。 ・食事の介護 ・排泄・尿失禁の介護 ・衣類着脱の介護 ・体位・姿勢交換の介護 ・生活（清拭、洗髪、口腔ケア等）の介護等	・介護福祉士 ・重度訪問介護従業者 ・居宅介護従業者 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介

2 外出時の介護技術に関する実習	2	車椅子への移乗の方法や車椅子での移動の場合の車椅子の取り扱いや移動方法を習得する <ul style="list-style-type: none"> ・床、ベット等と車椅子間の移乗 ・車椅子の取り扱い方 ・車椅子移動介助における注意 ・階段における移動 ・エスカレーター、エレベーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点等 	介護福祉士養成校等の教員
3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3. 5	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な解除方法を習得する <ol style="list-style-type: none"> 1 食事の介助方法 2 衣服着脱の介助方法 3 排泄の介助方法 ※在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由に対する介護サービス提供現場を1箇所以上含むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・重度訪問介護従業者 ・居宅介護従業者 ・保健師、看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員
合計	20. 5		

※社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）第5の2（4）により第3号研修の一部履修免除として取り扱われるものについては、当該通知に規定する科目に相当する科目を履修したものとして取り扱うことができる

4 行動障害支援課程

科目名	時間数	内容	講師要件
I 講義	6. 5		
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1. 5	①強度行動障害とは 本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害/自閉症/精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応 ②強度行動障害と医療 強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修 修了者等 ・医師等
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	③強度行動障害と制度 自立支援給付と行動障害/他 (例) 支援区分と行動関連項目 重度訪問介護の対象拡大 発達障害者支援体制整備 強度行動障害支援者養成研修 ④構造化 構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者行政担当者 ・強度行動障害支援者養成研修 修了者等 ・強度行動障害支援者養成研修 修了者等

		<p>⑤支援の基本的な枠組みと記録 支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント表と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ</p> <p>⑥虐待防止と身体拘束 虐待防止と身体拘束について 強度行動障害と虐待</p> <p>⑦実践報告 児童期における支援の実際 成人期における支援の実際</p>	<p>・強度行動障害支援者養成研修 修了者等</p> <p>・強度行動障害支援者養成研修 修了者等</p> <p>・強度行動障害支援者養成研修 修了者等</p>
II 演習	5. 5		
1 基本的な情報収集と記録等の <u>共有</u>	1	①情報収集とチームプレイの基本 情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは	・強度行動障害支援者養成研修 修了者等
2 行動障害がある者の固有のコミ ュニケーションの理解	3	②固有のコミュニケーション 様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議/まとめ	・強度行動障害支援者養成研修 修了者等
3 行動障害の背景にある特性の理 解	1. 5	③行動障害の背景にあるもの 感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議/まとめ	・強度行動障害支援者養成研修 修了者等
合計	1 2		

※本研修課程については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同内容であることから、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と合同で開催できる。